

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年1月29日（水）14：30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：更田委員長 他

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

ヨシノさん、お願いします。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。

伊方3号機のトラブルについてお伺いいたします。誤っての制御棒の引き抜きから始まって、燃料集合体落下信号の誤発報であるとか、あるいは数秒オーダーだったとはいえ、発電所の交流電源喪失といった事態が起きました。法令報告事案は最初の1件ということになるのですけれども、このようなミスが続いていることについての委員長の所感をお願いいたします。

○更田委員長 まず、ミスというか、トラブルが続いていることについては、原子力規制委員会としても関心を持って取り組んでいます。一方で、今挙げられた3つのことそれぞれについて、本来やるべきことがなされずに、あるいは何か誤った操作等があったことなのか、それとも偶発的な機器の故障によるものなのか、ひとつひとつについて、まだ四国電力から説明を受けているわけではないし、まだ調べなければいけないのだと思っています。最初の制御棒が動いたことについて、公開の会合で報告を受ける予定になっていますけれども、そこで併せてほかのトラブルについても報告を受けることになるだろうと思っています。

最近の外部電源1系統が、機器の故障と伝えられていますけれども、受電できなくなって、もう1系統に切り替わったことに関しては、これは1系統から何らかの不備なり故障なりによって受電ができなくなったときにDGが立ち上がって、もう一方の系統に切りかえたということなので、故障そのもの以降に関して言えば、普通にといいますか、適切などというか、考えられていたとおりの対処になっていると。では、そもそも最初の170kVからの受電ができなくなったことに関して言うと、遮断器のガス等々から機器に何らかのショートがあったのではないかとされていますけれども、これについては、四国電力がきちんと調べた上で、それを規制委員会としても検証していきたいと思っておりますけれども、直近の1系統喪失に関して言うと、偶発的な機器の故障によるものなのかと、今の時点では見ています。何らかの誤操作、ミスなりがあったかどうかというのはこれ

から確認していかなければならないと思っています。いずれにしろ3つ。

それから、伊方では、記憶の限りですけれども、回転機器を起動したときに、作動油が噴出するのを発煙と見間違えたりとか、それから、ハンドルで、そこにかかっていたチェーンをかみ込んでしまったようなことも、これはしばらく前の話ですけれども、ありますので、全体を通じて問題があるかどうか、背景と言われてはいますが、そういったものがあるかどうかは、四国電力自身、その背景についても調べたいと言っているのです、これについても規制委員会として注視していくことになるだろうと思います。

○司会 質問のある方いらっしゃいますでしょうか。サイトウさん。

○記者 毎日新聞のサイトウです。

何度も聞かれていることだと思うのですが、1FのALPS処理水のことで改めて御見解を聞きたいことがあります。仮に環境放出の方針となつて、東電から申請があつて、審査を経て環境放出となつた場合に、トリチウムが環境に及ぼす科学的な影響の有無について、改めて委員長の御見解をお願いします。

○更田委員長 お尋ねがトリチウムだけに限るのであれば、通常の原子力施設から海洋に放出されているという実績というか、事実がありますので、量的に言っても、例えば、再処理施設等は相対的に多くのトリチウムを海洋へ放出していますので、これに比べて東京電力福島第一原子力発電所に今、貯留されている処理済水の中のトリチウム量が際立って多いというわけではなくて、各施設で管理目標値を定めていますけれども、管理目標値と比べると、非常に短い期間で放出できてしまうような量なのですね。ですから、トリチウムに限ればですけれども。

ただ、もともと事故を経た炉心を経てきている水であるので、検出限界以下と言っても、それから、検出限界以上のものであつても、これは東京電力はそのように表明していますけれども、改めてALPSを通すことによって検出限界以下になつたとしても、それは通常の施設で放出されているものとは異なるものと捉えるべきなので、こういったところは、基本的には希釈であるとか、これはまだ処分方法については意思決定がなされているわけではないのですけれども、それぞれの方法に従つて適正な実施計画が立てられるかどうかを見ていくことになるだろうと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 アラキさん。

○記者 毎日新聞のアラキです。

今のところに関連してなのですけれども、トリチウムについてはと、それ以外のところではと、今、委員長も別々でおっしゃっていただいたと思うのですが、トリチウム以外のものについて、一応、検出限界以下となつていたとしても、人体にどのような影響があるのでしょうか。

○更田委員長 それぞれの核種ごとに告示濃度制限が定められていて、制限を満たしている限りにおいて、人体であるとか、環境への影響は考えられない。ですから、基準を満たす形での環境への放出に関して言えば、人体であるとか、環境であるとか、ないしは産物への影響は考えられないというのが、そもそもそういうふうには基準は定められています。これしか答えようがないと言えれば答えようがないかな。検出限界以下であるかどうかは問題なのではなくて、やはり環境へ放出されるときに濃度が問題だということですよ。

繰り返しますけれども、どう決まっているかということ、敷地境界にずっと人がいるとしていて、直接線も受けている、スカイシャインも受けている、気体廃棄物の影響も受けている、その人が、これは年齢によって微妙に違いますけれども、大体、1日2リットルの放出される液体を飲んでいてと仮定して、1年間で1ミリを下回るという形での告示が定められていますので、これは核種によるものではなくて、被ばく量が十分小さく抑えられるという観点に関して言えば、核種によらないというのが答えです。

○記者 ありがとうございます。あともう一つ、今、経産省の小委員会で進めているものとしては、海洋なり、何かしらの処分をする場合に、検出濃度以下になっているかどうかは第三者でしっかりとチェックしていこうとなっているかと思うのですが、そういった第三者機関について、更田委員長としてはどのような機関がやるのが適切だと思われますか。

○更田委員長 お尋ねの件に関して言うと、規制当局が直接お答えすべきことではないと思います。規制として申し上げるわけではないけれども、ただ、一般論としては、例えば、関心の対象になっているトリチウムですと、測定が簡単ではないのですよね。そういった意味では、技術力として考えられるということ、せいぜい日本原子力研究開発機構ぐらいかもしれないし、民間の機関といっても、それに類するようなどころになってしまわざるを得ないだろうと思います。また、規制当局としてといっても、例えば、規制側として確認をしようとしても、国内で言うと、恐らくJAEAぐらいになってしまうのではないかと思います。

さらに、これはお尋ねにあることではないけれども、貯留している処理済水の濃度は今までも測ってきているし、これからも測ることになるわけですが、希釈後の濃度を測るとするのはとてつもなく、お考えになると分かるでしょうけれども、トリチウムは濃縮できないから難しいわけで、何でも濃度測るときって、濃くして測るのだけれども、薄めてから測るとするのは理にかなっていないので、ただ、一方で、関心があるのは、どういった形が出ていっているかだろうから、今、私の承知している限りでは、小委員会の結論は2つの方法へ議論が収斂（しゅうれん）しつつあるのだと理解していますけれども、いずれの方法にしても、希釈した後の濃度を測るとするのは、精度も悪くなるし、およそ検出限界以下という結果が出てしまうので、技術的にその難しさはあると思いますね。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 マツヌマさん。

○記者 赤旗のマツヌマです。

告示濃度に関しての委員長の御説明についてなのですが、かねがね科学的に丁寧さに欠けるのではないかなと思っていました、というのは、告示濃度は委員長もおっしゃるとおり、ガブガブと2リットルずつ1年間飲み続けた者が1ミリ以下になるようにという評価だということで、とても保守的だとおっしゃっている。確かにそういう設定の仕方は間違いないと思うのですが、環境への影響を考えたときに、その評価の仕方では評価し切れない問題もあるのではないかと。つまり、環境中にそんなに多くないものを、絶対量が多い、例え薄くても絶対量が多い場合。それと、もう一つは、環境中で再濃縮するような場合ですね。寿命が長いもので再濃縮するものに関しては、先ほど言った、告示濃度で見ておけば環境中はほとんど問題ないのです、がさっと切っただけなのかどうかというのは非常に疑問があるので、もうちょっと丁寧な物言いをしていたらと思うのですが。

○更田委員長 鍵は、御質問の中にあつた濃縮のプロセスがあるかどうかかなのです。関心が寄せられている核種で言うと、トリチウムに関しては、生体での代謝が早いこともあって、問題になるような濃縮のプロセスは考えにくい。もともと水素の同位体ですからね。そういった意味で、これまで考えれば丁寧でないというところまで言われれば、そういうところはあるかもしれないけれども、告示濃度制限が設けられている、持っている保守性から考えて、被ばくを考えてやれば、環境への影響はおおよそ考えられないというのが規制委員会の立場です。

○記者 ALPS処理済水の中ではヨウ素なども、2度がけしてどこまで下がるのかなというところで、個人的にはちょっと気になっている核種もあるので、その辺についてはどう考えていらっしゃいますか。

○更田委員長 1つには希釈率、希釈の倍率の問題はあると思います。どのくらいやるのかということと、それから、環境に放出された時点、環境へ出た後の希釈のプロセスも考える必要があるだろうと思っています。例えば、大気放出で言えば、水蒸気放出の場合と水素放出の場合とでは、明らかにその後のプロセスが違うというのはお分かりいただけるだろうと思うのです。ですから、これは処分方法に関わる意思決定がなされてからの問題ではあると思いますけれども、もう一つは、環境モニタリングの必要は、多分に心の問題であるかもしれないけれども、環境モニタリングはこれまでも行っているし、今後も環境モニタリングをどうしていくか。ただ、繰り返しますけれども、トリチウムは厄介と言ってしまう言葉がふさわしくないかもしれないけれども、測定の上では厄介なものなので、どう測っていくかが一つのチャレンジになるだろうとは思っています。

○記者 話題が全然変わってしまって申し訳ないのですが、中央構造線の活動性に関して

の議論が、長期評価の改訂版等の関係で言うと、規制委員会の示している見解と長期評価で新しく示されたところの中央構造線そのものの活動についての意見が、長期評価では活断層である可能性を考慮に入れておくことが必要という文言があるわけなのですが、中央構造線そのものの活動についての議論の中で、最終的に、中央構造線の割と浅い部分ですけれども、活断層である可能性を考慮に入れておくことが必要とされています。四国電力の評価は、その部分は活断層ではないということで、それを是として原子力規制委員会は許可を出したと。長期評価は飽くまでも公的な機関である地震本部が出しているものですから、そこの規制庁の見解が違うというのは余りよろしくないのではないかと思いますので、この点はどうぞお考えでしょうか。

○更田委員長 まず、今、マツヌマさんがお尋ねになっているところが、海域の近くにある部分であるとすると、それは可能性を考慮する必要があるからこそ、海上音波探査等をやって確認して行って、その結果を是として許可をしている。その後、第2版が出ていて、規制委員会は第2版に対してコメントする立場にあるわけではないので、第2版においても可能性を考慮すべきであると。だから、考慮しているからこそ調査して確認したわけです。

○記者 そうすると、これが出ても、現在、中央構造線の浅いところ、そのもののところですが、原子力規制委員会としては、活断層であることは否定されているのだという見解ですね。

○更田委員長 はい。先週申し上げたとおりです。

○記者 見解は矛盾したままでよろしいのでしょうか。何か所も、様々な研究が必要だとか、詳細な調査が求められる等の文言があるのですけれども、例えば、四国電力にちょっと調査してもらおうということはある得ないのですかね。

○更田委員長 矛盾していますか。第2版の方は、可能性を考慮するべきであると言って、これが活動性のある断層だと言っているわけではないですね。

○記者 原子力規制委員会の場合、活動性が否定されていないといけないわけですね。原子力規制委員会としては、それは否定されているものだと。四国電力のデータに基づいて、沿岸部のところの浅い中央構造線そのものの活動性は否定されているという見解ですね。長期評価の方は否定されているという見解ではなくて、可能性を考慮に入れる必要があるという見解であるということ、これはやはり。

○更田委員長 四国電力としても、規制委員会としても、可能性を考慮に入れているわけです。可能性を考慮に入れているからこそ調査を求めて、その結果を審査したわけなので。

○記者 今後の詳細な調査が求められるというような、同じ海域にですね、していて、四国電力のデータについてはほかのところでは幾つか言及があるのですけれども、にも関わらず、ここに対しては十分でないということを表明しているようで、ほかの箇所では、陸域に近い沿岸の浅い海域の調査、伊予灘区間のことですが、浅い区間の調査が

必要であるという明記もあるのですけれども、その辺、必要ではないと考えているわけですか。

○更田委員長 これも先週お答えしましたけれども、この第2版以外にも、文部科学省の特例調査研究ですか、論文等が出ています。これはマツヌマさん風の言い方をしてしまうと、地本の報告とは矛盾するような結果を表しているものもあるのですね。ですから、そういった意味で、私たちは、新たに出てくる知見に関しては常にウォッチをしているし、ウォッチをしていて、元々の判断を改める必要があると判断したら、それはそれで改めていくけれども、現時点においては、元の許可の判断を改めてやり直さなければならないという判断には至っていないというのが今の見解です。

○記者 つまり、言い切らない限り、あそこは断層だとでも言われたい限りは、改める考えはないと。

○更田委員長 必ずしもそうではありません。必ずしもそうではなくて、誰かが断層だと言いつつどうか問題なのではなくて、もっと科学的な判断であるので、例えば、疑いが有意に濃くなったとか、それでも十分ですよ。別にどこかの組織が言い切る、言い切らないの問題ではないです。

○記者 そうすると、可能性を考慮ぐらいでは駄目だということですか。

○更田委員長 繰り返しますけれども、可能性は私たちも元々考慮していて、可能性を考慮しているからこそ調査を求めて、調査の結果を受けて判断をしたのであって、私たちは可能性をはなから無視していない。常に可能性は考慮しています。

○司会 それでは、シゲタさん。

○記者 NHK、シゲタです。

伊方のトラブルの話に戻るのですけれども、冒頭、委員長、ひとつひとつ調べていく必要があるとおっしゃっていたと思うのですけれども、今までも定期検査って何回も何回も経験を四国電力とかしてきて、なぜ今回の定期検査に限ってこんなにあれしてくるのかという背景には私も注目をしているところでして、調べていく上で、委員長としてどういったところが確認すべきポイントなのか、その辺の見解をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○更田委員長 ちょっとこれは先走り過ぎかもしれないですけれども、いずれ四国電力の現場と日常的に接触している伊方原子力規制事務所から詳しく聞いてみることになるかもしれないです。もしシゲタさんがおっしゃるような背景となった場合には、現場の方々の士気であるとか、それから、関連会社の方との調達に関わるプロセスであるとか、もっとごく一般的なことになる。これは極めて捉えにくいものではあるけれども、おっしゃるようにトラブルが頻発しているということを何かの背景に求めるとしたら、やはり現場の士気であるとか、協力会社との間の連携関係であるとか、そういったことだろうとは思っています。

○記者 あとは、定期検査と言っても、再稼働して、そんなに回数も、つまり、止まっていた期間も長いということもあつたりとか、人材のところかもしれないのですけれども、人材の能力の話だったりとか、あとは、環境が違うと言えば、1、2号は廃炉作業をしているところもあつたりするのですけれども、その辺について何か考えるポイントはあつたりしますか。

○更田委員長 1、2号機の廃炉というよりはむしろ、これは伊方3に対して設置変更許可の判断をしたときにも会見で似たような表現で触れていますけれども、今、2号機廃炉の判断をした時点で、四国電力としては唯一の原子炉という形になります。そういった意味で、現場経験であるとか、それから、動いている炉に対する感触といいますか、感覚というものを持ってもらうことが総体的に難しくなっているのは事実で、そういう意味で、ルートコースというか、背景がどこにあるのかを求めるのは様々な視点があると思います。

ただ、一方で、そこまでいく以前に、三つのそれぞれのトラブルがどういったものであるのか。例えば外電取り込みのショートという、最近の例で言えば、東京電力福島第一原子力発電所で、外電取り込みのところのケーシングをショートさせてというトラブルがありましたけれども、あれは現場で確認すべきものを書面での確認で済ませてしまったという、過失というか、正しく行うべきことがなされずに、トラブルに至っている。

一方、今回の伊方は、これまでのところでいえば、機器の故障で、1系統から別の系統へ移ったということなので、冒頭にも申し上げましたけれども、それぞれのトラブルは、やるべきことをちゃんとやっても、偶発的な故障によって起きたものなのか、それともやるべきことがちゃんとやられていなかったのかというのは、一つひとつ見ていかないといけない。そういう意味では、三つのうちでいうと、最初の制御棒が動いたのは、会見でも申し上げましたけれども、なかなか珍しい話なので、そういった意味では、最初の制御棒が動いたことによって、その要因を知りたいと思っています。

○記者 最後に漠とした質問になるのですけれども、一連のトラブルについて、深刻さというものは、どういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○更田委員長 順番にいくと、最初の制御棒が動いた件に関していうと、繰り返しますけれども、PWRの制御というのは、制御棒と一次冷却材中の化学性毒物、ホウ酸の濃度で制御されていて、停止中はホウ酸の濃度を十分に高くしているので、仮に制御棒が引き抜かれたとしても、反応度が投入されるような状態にあるわけではない。そういった意味で、直接的なリスクを与えるようなものではなかったけれども、一方で、原子力発電所にとって重要な機器である制御棒に関して、異常があったわけなので、原因はきちんと押さえておくべきことだったと思っています。三つの中では、シゲタさんがおっしゃる深刻さでいえば、これが一番だと思っています。

二つ目は、集合体をつっているときに、受けるところへきちんと着座しなくて、ずれ

て、縁にのったために、クレーンの荷重が下がったので、落下信号が出た。そもそも着座するところに、何でずれたかということもあられるのですけれども、ひょっとすると、長い期間、そういった作業がなかったということが、影響しているのかもしれない。

三つ目は、本当に機器の故障なのかということですが、偶発的な機器の故障だとすれば、速やかにDGが立ち上がって、別の系統へ切りかわったということなので、あとは、故障の原因がどういうものかということを見ていくことになると思います。

深刻さというのは、順番に並べることはなかなか難しいですけれども、今の時点で、私の見解を言えば、一つ目の制御棒の件に最も強い関心を持っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、アベさん。

○記者 共同通信のアベです。

特重の設置遅れについてお伺いしたいのですけれども、先ほど関西電力から、高浜原発3号機、4号機を8月と10月の設置期限前日に停止すると発表がありました。規制委に運転計画も出したとのことなのですが、御所感や関電に求めることなどがあれば、お伺いしたいです。

○更田委員長 特にこれについては、所感で申し上げるようなことはないです。これは飽くまで事業者の計画です。ただ、当初、CNO会議等で休場を突然訴えられたときに比べると、特定重大事故等対処施設の工事工程が短くなっているのも、労働安全の観点も含めて、くれぐれもトラブルがないように工事を進めてもらいたいと思います。

○記者 確認なのですが、今回の高浜も、九州電力のときと同様に、停止命令は出さなくていいという理解でよろしいのでしょうか。

○更田委員長 実質的な意義はないので、恐らく停止命令を出すことの意義はないと思っています。

○記者 今年、川内1号機、2号機も、3月、5月に止まるということで、新規制基準後に先行して再稼働したプラントが、実際に次々と止まるという事態になっていますけれども、率直にどのように御覧になっているか、お聞かせ願いますでしょうか。

○更田委員長 硬い答えかもしれないけれども、規制当局は、利用の状況に関心を持つものではないのです。ですから、なるべくたくさん発電所がちゃんと動いてくれるようにと考えるのは、私たちではなくて、恐らく政府の中でいえば、資源エネルギー庁だろうし、そういった観点から離れて規制を行うというのが、そもそも組織の設計といたしますか、設立の理念であるので、率直に言って、見解はないです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、ヤマグチさん。

○記者 プラッツのヤマグチです。

伊方原発に関して、同じく質問があるのですが、これは再び規制当局とは直接関係のないお話で恐縮なのですが、今回の事象、事故と言っているのか分かりませんが、電源喪失とか、一連のことにおいて、四国電力はそれを原因究明し、再発防止策を練るまでは、定期検査を止めておくと言っています。

一方、司法の場で、仮処分において、これを止めろという命令が下されているのは、御存じのことだと思いますが、異議申立てをするという意向であるものの、こういった状況で、つまり定期検査の再開と同じように、原因究明及び再発防止策を立ててから、異議申立てをするか否かは、まだ決めていないと言っております。ですから、その前なのか、それらをしっかり立ててからなのかは、今のところ決定はしていません。

恐縮なのですが、安全という観点から、四国電力の姿勢として、司法の場で、これから議論をしていく上において、そういった原因究明、再発防止策を立ててからというのは、安全を見定める姿勢とお思いなのか、それは全く関係ないとお感じになられるか、いかがでしょうか。

○更田委員長 ヤマグチさん、幾ら何でも当事者でない訴訟に対して、コメントするべきではない。よくコメントを差し控えたいという言い方をしますけれども、先週の会見で、私は差し控えるではなくて、コメントすべきでないと言ったのです。それは司法の独立ということもあるし、当事者でない者がコメントするべきではない。ただ、決定文の中で、規制委員会の判断が触れられたから、その判断についてだけ、見解を申し上げますけれども、決定であるとか、あるいは司法の判断に対して、一方の当事者がどう取り組むべきかということは、規制当局としては、見解を申し上げるべきではないと思っています。

○記者 無理を承知でお伺いしたのですが、一般的に公の場で自分たちの姿勢を見せるときに、安全という観点からどうあるべきなのかと思ってお尋ねしたのですが、無理ですか。

○更田委員長 より一般論から申し上げれば、四国電力は、自らの見解や自らの対策、自らの取組について、できるだけ多くの機会で、できるだけ多くの時間を割いて、きちんとした説明をするべきだと思っています。これは一般論としてです。これは四国電力に限らず、原子力事業者は、お任せくださいではなくて、自らの取組について、きちんと説明をしていく。それも一人称で、自らの言葉で語っていく責任があると思っています。

○記者 今の質問に対しては、ありがとうございました。

関連して二つ目ですが、司法の場で再び覆されて再稼働になるのか、止めっ放しになるのか、分からないのですが、仮に再稼働が許可された場合、いつなのかも分かりませんが、数か月動かして、次に来るのが特重の期限なわけです。2021年3月です。四国電力は今でも1年ほど間に合いません、遅らせる方向ですと言っています。仮に司法の場で再稼働が許可されても、そこで再び止めざるを得ないという状況になるわけなのですが、小さい質問で恐縮なのですが、動かしてまた止めるということと、止めっ放しにし

て、停止したまま、今からですと2年以上になるかと思うのですが、ここら辺では、機器の安全上、何ら違いはないものでしょうか。

○更田委員長 司法の次の判断がいつごろ出るかというのは、私たち、承知しているわけではないですけれども、仮想的な質問をより一般化して答えると、特に起動時はトラブル等が起きやすいので、そういった意味では、起動操作が繰り返されるということは、余り好ましいことではない。安全上の問題と言うと、ちょっと言い過ぎかもしれないですけれども、何でもつけたり、消したりしているというのは、好ましくないのと同じだと捉えていただければと思います。

○記者 仮に一般論として、停止期間がかなり長くても、つけたり、消したりする方が、起動時に何かしら起きる可能性が高そうだということですか。

○更田委員長 評価技術の成熟度にもよりますけれども、一般論からいうと、起動時の方がリスクは高いとされていて、そうであるからこそ、逆に原子力発電所などの場合は、一旦立ち上げたら、より長い期間運転した方が、例えば10年間なら10年間の全体のリスクを捉えたときは、リスクが下がるという結果や判断もありますので、ごくごく一般論からいったら、上げて、下ろしてというのが短期間にあるよりは、むしろ逆にずっと動いている方が、リスクが小さいということは、十分にあり得ると思います。

○記者 止まっても、次に動かすということですか。

○更田委員長 現状の確率論から言ったら、およそ差は出てこないです。

○司会 タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

伊方原発の点で、確認をさせてください。先ほど伊方規制事務所から少し説明を受けるかもということをおっしゃられたと思うのですが、現時点でトラブルが複数出てきたからかもしれないのですが、規制事務所に何か指示をしたり、監視を強めてくれとか、そういうアクションはとっているのでしょうか。

○更田委員長 発電所における保全活動に関して、常に規制事務所というのは、監視をしていますので、そういった意味では、特段今回の事象を受けて、今の時点までに監視を強化したというわけではありません。ただ、四国電力もそれぞれのトラブルに関して、調査を続けていますから、その状況をきちんとウォッチしてほしい。これは言うまでもないことではありますけれども、こういったことは、各規制事務所に対して、規制庁から指示がいつていますので、そういった意味で、特段監視を強化したわけではないです。

○記者 わかりました。

四電は、点検作業を一旦止めますという判断をしました。これは一旦止めて、確認しようということだと思うのですが、これについて、委員長からは、評価といたしますか、それは妥当なことだとか、何かございますか。

○更田委員長 これは基本的に四国電力の判断だと思います。それから、もともと伊方原

子力発電所が抱える背景ですとか、全体の計画等から、四国電力がそう判断したのでしょ
うから、特に規制当局として申し上げることはありません。

○記者 分かりました。

規制事務所の監視業務なのですが、年明け以降で、委員長もおっしゃられていたとお
り、四電のトラブルに関しては、世の中も含めて、もっと悪いことが起きないだろうかと、
かなり心配して見ていたのですけれども、何回も出てしまっているのですが、雰囲気
が非常によくないような気がしているのですが、こういう中で、規制行政としては、
四電からの個別のトラブルについて、それが法令報告に当たるかどうかなどを見ながら、
報告を待つという立場に基本はなると思うのですけれども、こういうときに、例えば規
制から現場に入っていくとか、四電に指示できるとか、することではないのかもしれない
のですが、規制当局は心配に思いながら、何をやっているのだろうかというところは、
どう捉えればいいのでしょうか。

○更田委員長 頻発していること自体に関しては、懸念を持っています。ただ、一つひと
つの起きたことに関しては、少なくとも現時点では、規制当局が直接介入しなければなら
ないようなことだとは考えていません。ですから、まずは四国電力自身が原因や状況
の分析、そして、改善策があるとしたら、その改善策について考え、電力会社がむしろ
自力でできるかどうかということを中心にきちんと見るの方が大事だと思いますし、いた
ずらに介入すること自体が、原子力の安全にとって正しいかどうかという、これは議
論のあるところだろうと思います。

○記者 非常に難しいのですが、例えば現場の士気が落ちているというのは、分かりにい
くけれども、規制から現場にアラートを鳴らすということも、できなくはない。極端な
話でいえば、安全文化の劣化が明らかに見えるようなことがあったら、それは何か言う
なり、指示をするなりはあるとは思いますが、そのもっと手前にあるようなものとか、
雰囲気がおかしいというときに、例えば巡回を増やすということはあるのかもしれない
のですけれども、心配をされている中で、どういう動きを規制の方はされているのかと
いうのが、ちょっと見えにくいと思ってしまいました。例えばこれから検査官の動き方
も変わってくるのかもしれないのですが、何が求められていて、何をするのかと、今回
の件を一連で見ていると思いました。

○更田委員長 今の伊方に関して、極めて率直に言えば、通常の監視を続けるということ
です。そして、個々のトラブルについて、四国電力からの説明をまず受けるということ
だと思っています。今まで得た情報の限りにおいて、今、こちらから四国電力に指示を
したり、ないしは直接介入して調べたりという状況にはないと判断をしています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。ワタライさん、お願いします。

○記者 IWJのワタライです。

四国電力の件についてなのですけれども、一般論として、そういうトラブルが起き始めているというのは、会社の経営状態が余りよくない。具体的には、東京電力福島第一原子力発電所でトラブルが続いたときに、規制委員会から予算をけちっているのではないかという御指摘もあったかと思うのですけれども、財政的・経済的な背景というのは、考慮の範囲に入るものなのではないでしょうか。

- 更田委員長 投資が影響を及ぼしているような類いのトラブルとは、考えにくい。もっと立派な機器を備えていれば、こんなことにならなかったのにと類いのことではないと思っています。

それから、繰り返しになりますけれども、比較といいますか、参照する上で大事なものは、東京電力福島第一原子力発電所で、例えば重要な作業を行う機器、米国製で、向こうでの電力設定値、国内で確認したときの電力設定値、確認しないままやったので、電力設定が間違っていました。それから、今度、外部からの電源引込みのところで、アースされているべきものが、アースがちゃんととれていませんでした。どちらもちゃんとやっていれば、できたはずのことです。納入業者の間との確認とか、意思の疎通がちゃんととれていれば、起きなかったことです。二つ目のことは、確認すべき社員が、書面の確認ではなくて、現地に行って確認をしていれば、防げたことです。ですから、どちらも東京電力のケースは、やるべきことをちゃんとやらなかったから、起きたトラブルだと思っています。そうであるからこそ、規制委員会は、東京電力に対して、人手不足なのではないかという疑いを持ったわけです。

一方、四国電力の事例の場合は、まだ分からない。やるべきことはちゃんとやっていたのだけれども、偶発的な故障が重なってしまったのか、それともやるべきことがちゃんとできていなかったのか。これは一つひとつをきちんと確認していくことが大事だと思います。

- 記者 大変下世話な勘ぐりかもしれませんが、多くの原発が止まっていて、そういう意味では、原発に詳しくない一般の方から見れば、経営的に厳しいのかと感じるのではないかと思います。そういう質問をさせていただきました。

ありがとうございました。

- 司会 それでは、最後、セガワさん。

- 記者 河北新報のセガワと申します。

来週の火曜日に東北電力の経営陣との意見交換があると思いますけれども、委員長、今、率直にどんなことをお尋ねして、確認したいと思っていらっしゃるか、教えていただければと思います。

- 更田委員長 東北電力というと女川になって、女川に関しては、設置変更許可について、まだ判断に至る前のパブコメの段階ですけれども、ただ、審査に関していうと一段落して、今、最終的な判断の手前という状況でお目にかかるすると、女川の保全であると

か、判断のいかんに関わらず、原子力事業者としての責任であるとか、そういったことについてお話しすることになるだろうと思いますし、また、安全性向上の取組について、特に女川の場合は、1回、東日本大震災の際に被災をしている。被災の経験をどう生かしていくかとか、私としては、そういったことが意見交換のポイントになるだろうと思っています。

○記者 先走って恐縮ですけれども、例えば3号機はまだ申請もされていませんが、それをどうするのかという意向を確認することもあるのでしょうか。

○更田委員長 東北電力は女川以外にもサイトを持っていますので、これはさすがに言えない。審査側からしてしまえば、同一サイトの一つの号機の審査について判断がついていたら、そのサイトの中の別の号機の方が、やりやすいことはやりやすいのだけれども、さすがにこれは申請者側の裁量の問題なので、特にそういう話題にはならないと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は、以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—